

## 踏切道改良促進法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 国土交通大臣による指定期間の延長

国土交通大臣は、国土交通省令で定める基準に該当する踏切道のうち、平成二十三年度以降の五箇年間に  
において改良することが必要と認められるものについて、指定するものとする。

(第三条第一項関係)

### 第二 立体交差化等に係る指定を受けた踏切道の改良に係る手続の見直し

一 踏切道の改良に係る計画のうち、立体交差化計画、構造改良計画及び歩行者等立体横断施設整備計画  
(以下「立体交差化計画等」という。)であつて鉄道事業者及び国土交通大臣以外の道路管理者が作成  
するものについて作成及び提出の義務付けを廃止し、任意の作成及び提出とすること。

(第四条第一項関係)

二 立体交差化計画等を作成するときは、第一に規定する期間(以下「指定期間」という。)において踏  
切道を改良することができない特別の事情がある場合に限り、指定期間を経過した後に当該踏切道を改  
良することをその内容とすることができるものとする。

(第四条第二項及び第八項関係)

三 鉄道事業者及び道路管理者は、指定期間において指定の際に定められた改良の方法により（立体交差化計画等を提出した場合又は国土交通大臣により立体交差化計画等が作成された場合においては、当該立体交差化計画等に従い）、当該踏切道の改良を実施しなければならないものとする。

（第五条第一項及び第二項関係）

### 第三 その他

所要の改正を行うものとする。

### 第四 附則関係

- 一 この法律は、平成二十三年四月一日から施行するものとする。 （附則第一条関係）
- 二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めるものとする。 （附則第二条関係）
- 三 関係法律について所要の規定の整備を行うものとする。 （附則第三条及び第四条関係）